

令和元年第3回美幌町議会定例会会議録

令和 元 年 6 月 1 8 日 開会
令和 元 年 6 月 2 0 日 閉会

令和 元 年 6 月 2 0 日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 同意第 5 号 副町長の選任について
- 日程第 3 同意第 6 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 議案第 28 号 動産の取得について〔発電機〕
- 日程第 5 議案第 29 号 動産の取得について〔ロータリ除雪車〕
- 日程第 6 議案第 30 号 動産の取得について〔美幌小学校校務用コンピュータ機器〕
- 日程第 7 議案第 31 号 動産の取得について〔旭小学校教育用コンピュータ機器〕
- 日程第 8 議案第 32 号 工事請負契約の締結について〔美幌下水終末処理場非常用発電設備更新工事〕
- 日程第 9 議案第 33 号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 10 議案第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第 35 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 36 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 37 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 38 号 美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議案第 39 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 40 号 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 41 号 平成 31 年度美幌町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 42 号 平成 31 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 行政報告
- 追加日程第 2 議案第 43 号 平成 31 年度美幌町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議事日程

- 日程第 19 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第 20 意見書案第 2 号 国の責任による 35 人以下学級の前進を求める意見書について
- 日程第 21 意見書案第 3 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について
- 日程第 22 意見書案第 4 号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について
- 日程第 23 意見書案第 5 号 2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第 24 意見書案第 6 号 2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 25 意見書案第 7 号 日米貿易協定交渉に関する意見書について
- 日程第 26 報告第 6 号 平成 30 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第 27 報告第 7 号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について

日程第 28 報告第 8 号 例月出納検査報告について（2 月～4 月分）

日程第 29 議員の派遣について

日程第 30 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番	戸 澤 義 典 君	2 番	稲 垣 淳 一 君
3 番	大 江 道 男 君	4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	木 村 利 昭 君	6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	馬 場 博 美 君	8 番	古 舘 繁 夫 君
9 番	藤 原 公 一 君	10 番	坂 田 美 栄 子 君
副議長 11 番	岡 本 美 代 子 君	12 番	上 杉 晃 央 君
13 番	松 浦 和 浩 君	議長 14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	平 井 雄 二 君	総 務 部 長	広 島 学 君
民 生 部 長	高 崎 利 明 君	経 済 部 長	矢 萩 浩 君
建設水道部長	石 澤 憲 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
事務連絡室長	志 賀 寿 君	会 計 管 理 者	武 田 孝 司 君
総 務 主 幹	小 室 保 男 君	庁 舎 建 設 主 幹	遠 國 求 君
防災危機管理主幹	河 端 勲 君	ま ち づ く り 主 幹	田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹	小 室 秀 隆 君	財 務 主 幹	中 尾 亘 君
契約財産主幹	大 場 正 規 君	税 務 主 幹	関 弘 法 君
環境生活主幹	渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹	多 田 敏 明 君
福 祉 主 幹	遠 藤 明 君	健 康 推 進 主 幹	大 場 圭 子 君
農 政 主 幹	佐々木 斉 君	みらい農業センター主幹	午 来 博 君
商 工 主 幹	後 藤 秀 人 君	観 光 主 幹	那 須 清 二 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	施 設 管 理 主 幹	中 沢 浩 喜 君
建 築 主 幹	西 俊 男 君	水 道 主 幹	御 田 順 司 君
病院総務主幹	菅 敏 郎 君	地 域 医 療 連 携 主 幹	高 山 吉 春 君
事務連絡室次長	川 口 真 人 君	教 育 部 長	田 村 圭 一 君
学校教育主幹	以 頭 隆 志 君	学 校 給 食 主 幹	斉 藤 浩 司 君
社会教育主幹	露 口 哲 也 君	ス ポー ツ 振 興 主 幹	浅 野 謙 司 君
博 物 館 主 幹	鬼 丸 和 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 祐 二 君

選挙管理委員会事務局長 谷 川 明 弘 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次	長佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事	係新田麻美君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和元年第３回美幌町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２５条の規定により、５番木村利昭さん、６番伊藤伸司さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 同意第５号

○議長（大原 昇君） 日程第２ 同意第５号副町長の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） ２ページをお開き

いただきたいと存じます。

同意第５号副町長の選任について御説明を申し上げます。

本町の副町長平井雄二氏は、本年６月３０日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、高崎利明さん。

住所、生年月日については、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第５号副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前１０時０３分 休憩

午前１０時１３分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３ 同意第６号

○議長（大原 昇君） 日程第３ 同意第６号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の３ページを

お開き願います。

同意第6号教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本町の教育委員会教育長に、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、矢萩浩さん。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第6号教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第28号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第28号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案4ページになります。

議案第28号動産の取得について御説明

を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとします。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第28号関係でございます。

今回の発電機の取得につきましては、昨年のブラックアウトを受け、停電時におけますライフライン、あるいは、医療確保及び災害対応に必要な電源確保を図るために、発電機8台の購入を図るものでございます。

納入場所につきましては、美幌町字報徳79番地の4、防災倉庫、東3条北2丁目1番地、しゃきっとプラザ、仲町2丁目38番地の1、国保病院の3カ所でございます。

動産の概要でございますが、まず一つ目が、37キロボルトアンペアの発電機が5台でございます。

この5台につきましては、水道加圧用ポンプに1台、それから、下水道マンホールポンプ用として4台の都合5台の購入を行うものでございます。

2番目の50キロボルトアンペアの発電機1台につきましては、下水道マンホールポンプ用の発電機として1台の購入を図るものでございます。

3番目の80キロボルトアンペアの発電機につきましては、1台でございますけれども、国保病院の医療確保を図るために配置を行おうとするものでございます。

それから、4番目の125キロボルトアンペアにつきましては1台でございますけれども、これはしゃきっとプラザに配置をするものでございます。

入札年月日が、令和元年5月9日。

指名業者名につきましては、株式会社戸田機械店、以下記載のとおりでございます。

取得金額につきましては、2,013万円。

取得の相手方、網走郡美幌町字西1条北4丁目1番地、株式会社戸田機械店、代表取締役戸田哲也でございます。

契約保証金については、免除。

契約年月日につきましては、議決後本契約ということになります。

納入期限は、令和2年3月31日としておりますが、これにつきましては、昨年のブラックアウトを受けまして、発電機の需要が増加していることから納期を長くとっておりますが、10月末までの納入で調整を図りたいというふうに考えてございます。

以上、御説明申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 昨年は3月の予算で8台買うことが決定していて、実際に納期となったのは8月の中過ぎでした。

だから、ちょうどブラックアウトに間に合ったということなのですけども、今の説明ではことは10月末あたりということなのですけど、ブラックアウトの影響で全道的に発電機の発注が多いということです。ただ、10月末といたら、大体雨の災害が終わるころかなというふうに思っています。これは10月末までかかるということなのでしょうか。

この辺を詳しくお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、入札が終わりまして、納入業者との協議の中では10月末までには何とかそろえられるのではないかと御返答をいただいているところでございます。

大雨時、台風時の発電機につきましては、既におおむね整備をしております。

今回の発電機につきましては、ブラックアウト、停電時の発電機ということで、今

は10月末で調整をしておりますけれども、できるだけ早い時期に納入できるよう業者との調整を図っていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） きりがないのかもしれませんが、これで美幌町では、発電機がおおむね充足したのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、大雨時に対応する発電機につきましては、今年度おおむね整備が終わったというふうに考えてございます。

昨年初めて経験いたしましたブラックアウトの状態の中で、ライフライン等を確保するために必要となった設置台数について今回購入を図るというものでございますので、おおむね発電機の整備については、またどんな状態が起こるかわかりませんが、今の段階ではおおむね発電機の整備については完了するのではないかと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 2,013万円ということですけども、落札率を教えてください。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） ただいまの落札率の関係でございますが、92.61%となっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第29号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の5ページでございます。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第29号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとします。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第29号関係。

動産の取得について。

ロータリ除雪車1台の購入であります。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は記載のとおりであります。

入札年月日、令和元年5月30日。

指名業者名は、北海道川崎建機株式会社ほか記載の三者であります。

取得の金額、6,138万円。

参考であります。消費税抜きの額が5,580万円。

落札率は90.5%であります。

取得の相手方、北見市東相内町934番地3、北海道川崎建機株式会社北見支店、支店長浅野明広であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和2年3月16日であります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 納入期限が年明けの3月ということですが、そうすると今年度の除雪には間に合わないかと思うのですが、早くなる可能性はないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） 納入期限は、最大の期限でして、納入業者のほうにはできるだけ早く納入をお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 新しい機械です。で、多分オペレーターの慣熟訓練が必要になってくると思うのです。

それであれば、やはり雪の降る前、遅くとも11月末ぐらいまでには納入しないと間に合わないと思うのですけれども、その辺は可能性があるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） 受注生産なものですから、日本全国でも年間につくられる台数というのが6台とか、5台とかその程度でして、生産台数も限られておまして、最大限みて9カ月ということで、なるべく早く納入はしていただきたいのですけれども、今年度については降雪期の1番必要な時期に間に合うというのはなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第29号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第30号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第30号動産の取得について御説明を申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

議案第30号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとします。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きください。

資料3、議案第30号関係。

美幌小学校校務用コンピュータ機器ということで、平成25年度に導入しておりました美幌小学校教員用のコンピュータ機器につきまして、前回の導入から6年が経過し、経年劣化によりハードディスクやディスプレイなどに不調を来していることから、今年度更新をさせていただくものでございます。

納入場所につきましては、美幌町字西2条北4丁目、美幌町立美幌小学校でございます。

動産の概要でございますが、初めにノート型コンピュータ29台、富士通製で一般教員用でございます。

次に、スモール型コンピュータ3台、これも富士通製で、校長、教頭、事務職員用のコンピュータでございます。

次に、デスクトップ型コンピュータ1台、富士通製で、共用として使用をするコンピュータでございます。

サーバーにつきましては1台、富士通製でございまして、停電などの非常時の対応のため、無停電電源装置つきとなっております。

ソフトウェアでございますが、ジャストスクール7一式、ジャストシステム社製につきましては、授業に必要なとなる教材等のソフトを搭載した教員専用の総合ソフトウェアでございます。

クライアント運用管理ソフト一式、スカイ社製につきましては、ネットワーク機器などの一元管理を行うソフトウェアでございます。

オフィススタンダード2019一式、マイクロソフト社製につきましては、ワープロソフトや表計算ソフトなど事務で使用するものの多いソフトを一つにまとめたソフトパッケージでございます。

なお、コンピュータなどのそれぞれの仕様、機能などは記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年5月30日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の9業者でございます。

取得の金額は、970万9,200円で、落札率は97.1%でございます。

取得の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和元年9月30日とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第30号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第31号動産の取得についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案第31号動産の取得について御説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

議案第31号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きください。

資料4、議案第31号関係。

旭小学校教育用コンピュータ機器ということで、平成21年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度に導入してありました旭小学校教育用コンピューター機器につきまして、前回の導入から10年から5年が経過し、経年劣化によりハードディスクやディスプレイなどに不調を来していることから、今年度更新をさせていただくものでございます。

納入場所、美幌町字稲美140番地、美幌町立旭小学校でございます。

動産の概要でございますが、タブレット型コンピューター36台、富士通製で教師用が1台、児童用が35台でございます。

サーバー1台につきまして、富士通製

でございます。

プリンターにつきましては、カラーインクジェットプリンターがエプソン製、A3ノビ対応1台、モノクロレーザープリンターがキャノン製、A4対応2台でございます。

ソフトウェアでございますが、ジャストスマイル8一式、ジャストシステム社製につきましては、動画ツール、学習情報活用教材、ワープロなどを登載したソフトウェアでございます。

ICT活用教育支援ソフト一式、スカイ社製につきましては、タブレット端末を授業で使いやすく制御するソフトウェアでございます。

なお、それぞれの使用及び機能などは記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年5月30日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の9業者でございます。

取得の金額は、1,099万4,400円で、落札率は95.7%でございます。

取得の相手方は、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳であります。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和元年9月30日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） ちょっと質問が難しいなと思って今考えてますけれど、簡単に一つだけ、入れかえるパソコンの導入年度がばらばらだということと、富士通をまた富士通にするということと、前回の更新の時に一部使えるパソコンの処理について、一回確認をとったことがあるのですが、今回、80台ぐらいなのですけれ

ど、これで使えるパソコンと使えないパソコンというのはなかなか難しいと思うのですが、無下になげるのか、学校内でうまく使うのか、もしくはやすく売る先があったのか、償却年度は過ぎていますが、使えるものについてはどのように使っていくのか。

逆にそうなれば、また、ソフトの入れかえだとか保守、メンテもかかると思うのですが、ちょっともったいないなと思いますので、その辺をご回答願います。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の購入年度がばらばらということでございますが、平成28年度以前は学校ごとに台数を6台、7台程度で毎年配置をするという形をとっておりました。

平成29年度以降につきましては、学校単位として更新を図っていくという考え方で実施しておりますので、年度の違いが出ているという状況でございます。

また、2点目のメーカーが富士通製というところでございますけれども、今回につきましても、入札の時には富士通とNECと同等品というようなことで入札を実施して、結果、富士通製になったという経緯でございます。

あと、3点目の現在使用しているものの処理についてでございますけれども、基本的には廃棄ということになってございまして、データ消去に5,000円、廃棄の費用で5,000円ということで、通常だと1万円程度の費用がかかるというふうになってございますけれども、データの引き取りの部分とデータ消去の完了報告をしていたら、引き取っていただいて、相殺をして費用をかけずに平成28年度以降廃棄をしていただいているということでございます。

平成28年度につきましては、道外の業者、日本システムケアに処分をしていただ

きまして、29年度、30年度と北見市にありますリサイクルパソコンビークルに廃棄をしていただいているという状況で、このビークルにつきましては、オホーツク振興局でも廃棄の実績があるというふうにお聞きをしておりますので、今年度についてもそのように考えております。

また、使えるパソコンの有効活用ということでございますけれども、他の学校で使用できなくなるパソコンが出てきておりますので、ある程度の台数は残しながら、その壊れたところと交換しながら活用するというところで実施をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第32号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案8ページでございます。

工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案第32号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願います。

資料5、議案第32号関係。

工事請負契約の締結について。

美幌下水終末処理場非常用発電設備更新工事であります。

工事の場所、美幌町字報徳79番地の1。

工事の概要は、非常用発電設備の更新で、記載のとおりでございます。

入札年月日、令和元年5月30日。

指名業者名は、株式会社電建ほか記載の5社であります。

契約金額、1億7,930万円。

参考であります、消費税抜きの金額が1億6,300万円。

落札率は97.9%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後470日とするものであります。

本日議決をいただき、契約しますと、工期は令和2年10月1日となります。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第32号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第33号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案9ページになります。

議案第33号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものでございます。

変更内容につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料6でございます。

現在の過疎計画につきましては、平成28年3月に、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間として策定を行っているところでございます。

しかし、令和元年度の起債申請に当たりまして、計画に登載されていない事業があることから、事業の追加を行おうとするものでございます。

変更内容につきましては、今年度当初予算で予定をされております6ページから7ページに記載の土地改良事業、それから道路事業が8事業、橋梁長寿命化事業、公共サイン整備事業、屋内多目的運動場整備事業の12の事業について、新たに計画に追加を行うものでございます。

なお、過疎債につきましては、充当率が100%、交付税措置は元利償還の70%が措置をされるものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第33号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第34号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 12ページになります。

議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、福住、豊富、豊岡辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるということで、まず、13ページの福住、それから14ページの豊富、15ページの豊岡の3辺地につきましては、平成30年度末をもって計画期間が満了したことから、今後の事業実施におきましても辺地対策事業債の活用を図る予定であるため、本年度から令和5年度までの5年間の整備計画を新たに策定するものでございます。

それぞれの各辺地におけます公共的施設の5年間の整備計画の内容でございますが、まず13ページの福住辺地につきましては、個別排水処理施設、道営土地改良事業、農道整備事業を予定しての整備計画でございます。

次に、14ページの豊富辺地につきましては、同じく5年間において、個別排水処理施設、道営土地改良事業、そして、除雪ショベルの購入を予定しての整備計画でございます。

最後に、15ページの豊岡辺地につきましては、個別排水処理施設及び道営土地改良事業を予定しての整備計画でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案16ページになります。

議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

資料7でございます。

今回の規約の変更につきましては、脱退する団体が生じたことから、規約を変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、ここに記載の四つの組合が本年3月31日に解散したことから、規約の変更を行おうとするものでございます。

変更に伴います新旧対照表につきましては9ページのほうに添付をさせていただいてございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日からということになります。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第36号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 17ページの議案第36号になります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の10ページをお開き願います。

資料8、議案第36号関係でございます。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

改正目的につきましては、脱退する団体が生じたことから、それに基づきまして規約を変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、組合加入団体のうち、ここに記載の3団体が本年3月31日に解散したことに伴い、これらを削除するものでございます。

なお、変更に伴います新旧対照表を11ページに添付させていただいてございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日については、総務大臣の許可の日ということでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第３７号

○議長（大原 昇君） 日程第１３ 議案第３７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） １８ページでございます。

議案第３７号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

記以下につきましては、参考資料１２ページにより御説明を申し上げます。

資料９でございます。

議案第３７号関係。

北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

改正目的につきましては、議案第３６号同様、脱退する団体が生じたことから、規約を変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、前の議案と同じ３団体が本年３月３１日に解散したことに伴い削除を行おうとするものでございます。

この規約の変更に伴います新旧対照表を１３ページのほうに添付をさせていただいてございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日につきましては、北海道知事の許可の日でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第３７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第３８号

○議長（大原 昇君） 日程第１４ 議案第３８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の１９ページをお開き願います。

議案第３８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の１４ページをお開き願います。

資料１０、議案第３８号関係であります。

美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正目的であります、平成３１年度の税制改正におきまして、国税として創設されました森林環境税の令和６年度からの課税に先立ちまして、その全額に相当する額

を市町村及び都道府県に平成31年度から森林環境譲与税として譲与されることになりました。

本町におきまして、この譲与税を法令で定められた使途どおりに確実に執行することと、その実績をわかりやすく公表できるよう森林環境譲与税基金を設置して、財源の管理を行おうとするものであります。

改正の内容であります、1といたしまして、第2条では、次に掲げる基金を当該各号に定める目的のため設置するとうたわれておりますが、ここに第16号として、森林環境譲与税基金、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費に資するを加えるものであります。

2、3でございますが、第3条の積み立てに関する条、第5条の処分に関する条に、既存の各基金の名称がうたわれておりますが、その中に、森林環境譲与税基金を加えた文言に改正しようとするものであります。

4は、第6条の運用益金の処理についてであります、運用収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計予算に計上して、基金に編入することの規定を追加するものであります。

なお、改正の新旧対照表を15ページ、16ページに添付しております。

根拠法令は、地方自治法第241条。

施行日は、公布の日からであります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開は、11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第39号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第39号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の20ページをお開き願います。

議案第39号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の17ページをお開き願います。

資料11、議案第39号関係。

条例名につきましては省略させていただきます。

改正の目的であります、第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害援護資金に係る貸付利率が、市町村の条例に基づき低い金利での貸し付けが可能とされたことから、本町におきましても所要の改正を行

うものであります。

改正の内容につきましては、1点目に、保証人及び利率の改正であります。

①といたしまして、保証人の必置義務が市町村の判断によるものとなったことから、新たに保証人の項目を追加するものでございます。

②としまして、法律により年3%に固定されていましたが貸付利率につきましても、年3%以内で市町村の判断により設定できるものとなったことから、保証人を立てる場合を無利子とし、保証人を立てない場合は年3%以内で規則で定める利率に改正するものであります。

なお、規則で定める利率につきましては、他の福祉制度貸付金を参考に年1%とするものとしております。

③として、保証人の保証債務についての規定を追加するものでございます。

次に、2点目として、円滑な償還ために、被災者が選択できるよう、償還方法を年賦償還、半年賦償還、月賦償還に改正するものであります。

3点目に、今回の改正に伴い、題名を美幌町災害弔慰金の支給等に関する条例と改め、法令等の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

新旧対照表は18ページでございます。

根拠法令等は、災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令。

施行日は、公布の日であります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 説明を受けましたが、美幌町における過去の災害で、貸し付けの実績件数があればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 美幌町における過去の貸し付け実績でございますが、平成4年9月11日発生 of 台風17号におきまして住宅半壊が1棟あり、そのときに1件貸し付けをしている例がございます。

それ以降はございません。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第40号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の21ページをお開き願います。

議案第40号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開き願います。

資料12、議案第40号関係であります。

す。

美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正目的であります。交流促進センター峠の湯びほろの敷地内で行いますRVパーク、電源設備、ログハウス、テントエリアといった屋外施設の使用料金を設定することによる改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。使用時間及び休館日を規定しております第3条第1項に、現在の入浴施設の使用時間午前10時から午後10時までに加えて、今回新たに追加するRVパーク、電源施設、ログハウス、テントエリアといった屋外施設の使用時間を終日とすることを規定しようとするものであります。

そして、別表の3で規定しております使用料に、下の囲いになります3、屋外施設使用料として、RVパークは1区画で1泊2,000円、電源設備は1基1泊500円、ログハウスは1人1泊1,000円、テントエリアは1人1泊400円で、備考といたしまして、1泊の利用時間は午後3時から翌日の午前11時までとするものであります。

施行日は、公布の日からであります。

なお、改正の新旧対照表を20ページに添付しております。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） RVパークのことについて伺いをさせていただきますが、同様のものが清里町にウエネウサルみどりというRVパークがあるということを調べて、情報として持たせていただいております。

こちらは、RVパークの1区画としまして2,500円で、電源設備を使うと500

円という形になっておりますが、美幌町はRVパークが2,000円で、電源設備500円ということです。

また、今回、峠の湯でRVパークをやるということで、民間も同じような形で、連携した形でRVパークをやりたいという声が多分届いているかと思いますが、そのときに、利用料の話も一律してやりたいという話も少し耳にしております。

なぜ、この金額にされたのかというところと、あとは何区画取れるのかというところで教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず料金設定についてでございます。

今回、整備することによりまして、日本RV協会というところに加盟する予定でございます。

そちらで参考とされているのが、利用料金についてはおおむね2,000円から4,000円にすることが望ましいというふうにされております。

先ほどの清里町のRVパークも同様に、こちらの協会にも加入しております。それで、清里町につきましては、先ほど2,500円という料金設定になっているということで、今回美幌町は2,000円ということで、500円の差が出るわけでございますが、こちらにつきましては、清里町におきましては、実は1泊の区画のほかに足湯があります。

そのほか、ドッグランがございます。

今回、峠の湯につきましては、入浴料金については、入る場合は別途500円徴収する予定でございますので、そういった部分で清里町よりも若干安い価格ということで2,000円で設定しようとするものでございます。

また、区画につきましては、全部で5区画用意する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） ただいま、RV 協会に加盟してということでお話がありましたが、こちらの会費は幾らぐらいかかるのかと、あとは協会に加盟するメリットを教えてくださいなと思います。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 済みません。

1 点、先ほどの質問の関係で答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

民間の関係ですが、今お聞きしているのは、民間のほうで何箇所か計画があるということをお聞きしております。

その際の料金設定については、今後、ご相談に応じたいというふうに思っておりますが、今の時点では、特に料金設定について、この金額というような相談をした経過はございません。

また、RV 協会負担金でございますが、初年度の入会金は 10 万円ということで、これについては当初予算で町が負担するものとしてございます。

次年度以降の年会費につきましては 3 万円がかかるということになります、これにつきましては、今のところは指定管理者が負担するという事になってございます。

RV 協会に入ることによってのメリットなのですが、こちらは全国的な組織でございます、ここに入ることによりまして、専門のホームページ等で情報の発信ができるというようなことでございます。

そのほか、いろんな専門の情報誌などでも周知をしていただけたということがございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） まず、金額の部分で、先ほど御回答をいただきましてありが

とうございます。

私が耳にしたのは、民間の方でやりたいと思っているのは、清里町と同水準の金額でやりたいという話で私は伺っております。

もし、万が一そうなった場合、金額の差異とかで、例えば、民間がやることについての民間の利益の圧迫というか、そういったものにならないように注意を払っていたらとまず一つ思います。

あと、最後に一つだけ伺いたいと思います。

RV パークは、あくまで車中泊で人の集客を促すことが目的と考えます。

ここで利益を上げることよりも、峠の湯での飲食だったり、入浴だったり、あとはその他町に流れて、美幌町に来てもらって、お金を使っていただくということが大事だと考えますが、そういった意味でのアプローチに対する考え方を教えていただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず、RV パーク設置に伴うさまざまな効果でございますが、木村議員がおっしゃるように、いろいろな効果、交流人口の増大だとか、町の経済活性化、町の知名度アップ等といろんなメリットがあるかと思います。

また町としまして、体験型観光の推進においても非常に有益なツールになるという認識をしております。

また、アプローチの仕方ではありますが、先ほどの RV 協会の関係にも関連してございますが、何といたってもやはり情報の発信が 1 番だと思っておりますので、SNS だとか、この協会もそうですけれども、ありとあらゆる方法を使いながら周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

12 番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 1点だけ、テントエリア、多分、私の感覚では元のパークゴルフができるコースのところだと思うのですが、具体的にそのエリアがどこまでなのかということです。

それと、私の想像するエリアだとしたら、特に、何か設備をすとか、そのような必要性が出てこないのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、テントエリアにつきましては、元のパークゴルフ場側ではなくて、こちらのログハウスが建っているところがあるかと思うのですが、あちらのほうのスペースを従来から用意してございます。

設備については、特にテントエリアについては設備は何も必要ないというものでございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ログハウス側だとしたら、そんなに面積がないと思うのですが、これは、大体皆さん乗ってくる車の中で寝泊まりすることが多いので、余りテントを張られることはないのかなと思うのですが、おおよそ何区画ぐらいというか、そのテントの大きさにもよりますけれども、何張りぐらい張れるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 大きさなのですが、それほど大きい面積は持っておりませんので、おおむね4張り、5張りぐらいが精いっぱいかなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ

ります。

これから、議案第40号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第41号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第41号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案23ページになります。

議案第41号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億293万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億7,183万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更及び追加につきましては、第3表の地方債補正により御説明を申し上げます。

次に、26ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でござい

す。

まず、役場庁舎建設につきましては、工期を本年9月から令和3年2月までとしての各種債務負担の補正でございます。

一つ目の役場庁舎執務環境及び移転計画策定業務委託料につきましては、新庁舎への移転を令和3年5月連休中に予定しておりますが、5日間という短期間での移転作業となることから、計画的に作業を終える必要があり、今回、新庁舎のフロア面積等が実施設計により確定したことから、電算類あるいは備品類の選定、そして、それらの最終配置計画及び移転スケジュールなど、移転に向けた計画策定を行うための委託料でございます。

限度額が462万円、委託期間を令和元年10月から令和3年3月までを予定しているものでございます。

次の役場庁舎建設工事監理業務委託料につきましては、庁舎建設工事が着手されることから、工事監理に係る委託料で全体委託料を1,732万6,000円と見込み、令和元年度の工事出来高を全体の5.35%、支出予定額92万7,000円を差し引きました1,639万9,000円の債務負担の補正でございます。

次の役場庁舎建設建築主体工事につきましては、全体事業費として14億2,476万4,000円、令和元年度の出来高につきましては、5.34%、支出額で7,608万7,000円で、差し引きました13億4,867万7,000円の債務負担の補正を行うものでございます。

次に役場庁舎建設電気設備工事でございます。

同様に、全体事業費が4億994万8,000円で、今年度の出来高を0.25%、支出予定額104万5,000円を差し引いた、4億890万3,000円の債務負担の補正を行おうとするものでございます。

役場庁舎関係最後でございますけれども、機械設備工事も同様に、全体事業費を

6億6,398万2,000円で、本年度の出来高を8.5%、支出予定額5,646万3,000円を差し引いた、6億751万9,000円の債務負担の補正でございます。

次からの屋内多目的運動場建設につきましては、工期を本年9月から令和2年8月までとしての各種債務負担の補正となります。

まず、屋内多目的運動場建設工事監理業務委託料につきましては、全体委託料1,763万4,000円を見込みまして、本年度支出予定額207万3,000円を差し引いた1,556万1,000円の債務負担の補正を行うものでございます。

次の屋内多目的運動場建設建築主体工事につきましては、総事業費が5億6,848万6,000円、今年度支払予定額5,780万6,000円を差し引いた、5億1,068万円についての債務負担の補正を行うものでございます。

それからその下の電気設備工事でございます。

全体事業費として5,695万9,000円で、今年度支払い予定額1,772万1,000円を差し引きました、3,923万8,000円の債務負担の補正になります。

最後に、機械設備工事でございますけれども、全体事業費を6,955万6,000円と見込みまして、今年度支払い予定額617万4,000円を差し引きました、6,338万2,000円の債務負担の補正を行おうとするものでございます。

次に、27ページになります。

第3表の地方債の補正でございます。

役場庁舎改築等事業の8,200万円の増につきましては、建設に係ります本年度分の起債で、2本の起債を予定しているところでございます。

まずはZEBに係る起債でございますが、地中熱に係る本年度工事、ボアホール分の起債でございまして、全体事業費5,6

48万5,000円に対します補助金が3,765万6,000円、補助残1,880万円について、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債、これは充当率が100%で交付税措置が50%の起債でございますけれども、ここの借り入れを行おうとするものでございます。

また、当初から予定しておりました公共施設適正管理推進事業債、こちらは充当率が75%、交付税措置が30%であります。が、今年度支出予定額1億4,077万円からZEBの補助金及び起債を差し引きしました8,431万4,000円について、75%の6,320万円、合わせて8,200万円の増額の地方債の補正でございます。

次に、町道整備事業の1,920万円につきましては、社会資本整備総合交付金が262号道路改良、9号道路舗装補修等の交付金の内示額が1,918万円減少したことから、その財源を交付金から起債に振りかえるものでございます。

最後に、屋内多目的運動場建設事業、8,160万円の増につきましては、今年度の建設工事費に係る借り入れで全額過疎債でございます。

これによりまして、今年度の起債額は9億3,677万6,000円となるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、36ページ、37ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の庁舎改築等事業費でございます。

委託料の役場庁舎建設工事監理業務委託料92万7,000円は、建設工事に係る監理業務で全体工事に係る本年度出来高を5.35%と見込んだ本年度の支出額でございます。

それから、役場庁舎外構実施設計業務委託料624万8,000円につきましては、公用車車庫、正面玄関及び思いやり駐車場中のひさしなど、あるいは、駐車場関連の

実施設計の委託を行おうとするものでございます。

それから、工事請負費の役場庁舎建設建築主体工事7,608万7,000円は、本年度5.34%の出来高で、主に躯体工事となっております。

それから、電気設備工事104万5,000円につきましては、本年度の出来高0.25%を見込んでの予算計上でございます。

建設機械設備工事5,646万3,000円につきましては、本年度8.5%の出来高、主に地中熱のボアホールでございます。

なお、庁舎建設に係ります概要につきましては、後ほど、参考資料により御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それからその下、3の町有財産管理事業費の増、296万1,000円につきましては、職員退職に伴いまして嘱託職員配置に係ります人件費に係る予算計上でございます。

それから、5目の企画費、政策推進事業の事務事業協力報償143万9,000円の減額と、その下の委託料のふるさと寄附金募集受付業務委託料143万9,000円の増額につきましては、さとふるに係ります業務委託料で、当初、報償費で計上しておりましたが、業務内容等を精査した結果、委託料への組みかえを行うものでございます。

それから、その下の住民活動推進事業費、自動車等借上料16万9,000円につきましては、野崎集会室敷地内の倒木危険樹の伐採を行うためのクレーン車の借上料でございます。

それからその下、防災対策事業費、消耗品費104万3,000円につきましては、本年3月に株式会社中神土木設計事務所様より、災害対策に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたものを活用いたしまして、エアベッド、シングルになりま

すが、これを220台購入し、避難所に配置を行うものでございます。

次に、39ページになります。

2目の参議院議員選挙費のポスター掲示場作製等委託料、38万9,000円の追加につきましては、参議院議員選挙執行に当たりまして、当初予定をしておりましたポスター掲示場の区画数では不足が見込まれるため、区画数をふやすための委託料の追加でございます。

それから、3款民生費の3目高齢者福祉費、介護保険特別会計負担事業費で、繰出金の増でございます。

57万円につきましては、制度改正に伴います電算システム改修に係る繰り出しを行おうとするものでございます。

その下の、障害者福祉システムプログラム改修委託料92万7,000円につきましては、同じく報酬改定に伴います電算のシステム改修を行うための委託料でございます。

それからその下、児童福祉事務費の子ども・子育て支援システムプログラム改修委託料、305万3,000円の追加の補正につきましては、幼児教育、保育無償化に伴います電算システム改修に係る委託料でございます。

次に4款衛生費の2目予防費でございます。

2の予防接種事業費、手数料12万5,000円の増につきましては、風疹に係ります請求支払い事務手数料の増でございます。

その下の委託料、健康管理情報システム改修委託料75万6,000円の増につきましては、風疹の抗体検査に係るシステムの改修を行うための委託料でございます。

3の母子保健事業費187万1,000円の増につきましては、保健師の退職によります臨時保健師の勤務時間増加によります人件費の増額の補正を行おうとするものでございます。

次に41ページになります。

6款農林水産業費でございます。

みらい農業センター管理運営事業費、新規就農予定者農業実習支援事業補助金44万2,000円につきましては、本年度より2年間の研修予定者の家賃補助が26万2,000円、そして、研修受け入れ農家への補助金が18万円でございます。

それから、8の畑作構造転換事業、補助金2,755万3,000円につきましては、全額道補助金のトンネル予算でございますが、まず1点目は、JAが事業実施主体で、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入を図るための補助金として、204.1ヘクタールに対しまして、反当たり3,000円の補助金で、都合612万3,000円の補助金、また、省力栽培の導入といたしまして、74.7ヘクタールで302万9,060円の補助、これとあわせて省力作業機械の導入といたしまして、二つの利用組合に対し1,840万円を補助するものでございます。

次に、2項の林業費、ヒグマ出没情報収集・共有システム利用負担金2万5,000円につきましては、ヒグマの出没情報の可視化を図り、情報の共有によりヒグマからの被害防止を図るための負担金でございます。

それから、林業振興費、積立金1,549万9,000円につきましては、議案第38号で御説明をいたしました森林環境譲与税創設によります本年度譲与額、1,548万9,000円と利子分として1万円の積み立てでございます。

3目の町有林管理費、土地購入費227万円の増額につきましては、未来への森林づくり事業の植林地確保のための土地購入費でございます。

購入面積につきましては、約22.7ヘクタールで、場所につきましては登栄でございます。

なお、登栄の購入の位置につきまして

は、参考資料の22ページに添付をさせていただきますので、御参照いただければと思います。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費でございます。

店舗リフォーム促進支援事業補助金500万円の増額につきましては、当初10件で1,000万円で予算計上をしておりましたが、既に12件で1,000万円の見込みとなったことから、現在相談中の3件と、今後新たに2軒分を見込んでの都合500万円の補正でございます。

次に、3目観光費、43ページになりますが、夏まつり補助金50万円の増につきましては、本年度より会場を河川敷及び北中学校グラウンドに移しての開催となることから、駐車場管理及び安全対策に経費を要するということになりますので、当初の200万円の50万円を追加するものでございます。

それから、8款土木費につきましては、社会資本整備総合交付金の減額分について、起債に財源振りかえを行うものでございます。

9款消防費でございます。

美幌・津別広域事務組合負担金895万2,000円の増につきましては、消防庁舎改築を総事業費14億900万円、整備年限を令和3年度で計画しておりまして、本年度の建築に係る支払い予定額1,111万8,000円から、津別町負担分、これが202万円、これを差し引きました909万8,000円、そして、児童手当減額分として14万6,000円を差し引きました895万2,000円について、追加の補正をしようとするものでございます。

なお、後ほど参考資料により消防庁舎の建設概要についての御説明をさせていただきますと思います。

次に10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費の人夫賃、126万1,000円の増につきましては、コミュニティスク

ール導入に向けて学校運営協議会の設置や、学校及び地域等の調整を行うためのコーディネーターの配置に伴います増でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、修繕料273万3,000円につきましては、北中学校の暖房システムに不具合が生じていることから、ポンプ設備等の修繕を行うものでございます。

次に45ページになります。

図書館費でございます。

消耗品費20万9,000円につきましては、5月7日に美幌仏教団代表平居元聖様より、図書館蔵書に役立ててほしいと5万円の御寄附をいただいたものと、昨年度いただいた寄附金を活用し、図書の購入を図るものでございます。

6目博物館費、修繕料18万4,000円につきましては、5月20日の強風によりまして、博物館物見の塔及び玄関ポーチの破風板が飛散し、その修繕を図るものでございます。

7目文化財保護費、284万6,000円の減額につきましては、当初予定しておりました発掘調査が中止となったことに伴います減額でございます。

それから、屋外体育施設維持管理事業、修繕料480万6,000円の増につきましては、リリー山スキー場のリフトワイヤーを診断した結果、一部のワイヤーに、断裂あるいは破損が発見されたことから、ワイヤーロープの交換修繕を行うものでございます。

それから、体育施設整備事業、これは屋内多目的運動場建設に係る補正でございますけれども、まず、手数料3万4,000円につきましては、給水工事に係ります手数料でございます。

それから、屋内多目的運動場建設工事監理業務委託料207万3,000円は、本年度出来高を全体工事の11.76%と見込んでの本年度支払い額でございます。

その下の建築主体工事、5,780万6,000円につきましては、本年度11.3%の出来高を見込んでの予算計上でございます。

電気設備工事1,772万1,000円につきましては、本年度34.57%の出来高を見込みましての予算計上、それから、その下の機械設備工事、617万4,000円につきましては、本年度9.86%の出来高を見込んでの予算計上でございます。

それから、負担金9万4,000円につきましては、水道加入者負担金でございます。

なお、屋内多目的運動場建設に係ります概要につきまして、後ほど参考資料により御説明を申し上げたいと思います。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の2款地方譲与税でございます。

5項の森林環境譲与税、1目森林環境譲与税1,548万9,000円につきましては、本年度分の譲与税額となっております。

それから飛びまして、15款国庫支出金の2項国庫補助金でございます。

まず、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、3,765万6,000円につきましては、庁舎建設に係りますZEB対応等の本年度工事分5,648万5,000円に係ります補助金で、補助率は3分の2でございます。

それから、その下の障害者総合支援事業費補助金、76万6,000円の増につきましては、就学前の障がい児発達支援無償化、あるいは、消費税改定、あるいは処遇改善対応分の補助金でございます。

それから、16款道支出金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金305万3,000円につきましては、電算システム改修に係ります補助金でございます。

その下の農業費補助金、畑作構造転換事業補助金2,755万3,000円につきましては、JA及び二つの利用組合に対する補助金の道補助金でございます。

次に、35ページになります。

19款繰入金でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、まず、防災備蓄用備品に100万円を、図書購入に15万9,000円を、残り1,597万3,000円につきましては、今補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

次の公共施設整備基金繰入金900万円につきましては、消防庁舎改築工事に係る負担金に係る繰り入れを行うものでございます。

それから、ふるさとづくり基金繰入金50万円につきましては、夏まつり補助金増額分の繰り入れでございます。

その下の未来への森林づくり基金227万円につきましては、未来への森林づくりの植栽地購入に係る繰り入れを行なおうとするものでございます。

そして、役場庁舎改築基金繰入金につきましては、本年度支出予定額1億4,077万円から補助金3,765万6,000円、起債が8,200万円、これらを差し引いた残り2,111万4,000円を基金から繰り入れを行うものでございます。

それから屋内多目的運動場整備基金繰入金につきましては、本年度支出予定額8,390万2,000円から起債8,160万円を引いた残額でございます230万2,000円を繰り入れするものでございます。

それから、森林環境譲与税基金繰入金488万3,000円につきましては、地域林政アドバイザー人件費の一部、あるいは、車両購入等に係る経費について繰り入れを行うものでございます。

21款諸収入の雑入、広告料4万円につきましては、雑誌スポンサー広告料2件で4誌分の広告料でございます。

22款町債につきましては、第3表の地方債の補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

それでは、次に参考資料により、役場庁舎建設の概要について御説明申し上げますので、参考資料の24ページをお願いいたします。

役場庁舎建設につきましては、実施期間を平成30年度から令和3年度までの4カ年をかけて整備を行うもので、庁舎については本年度着工し、令和3年2月完成を見込んでおり、5月連休中の新庁舎への移転後、現庁舎の解体、駐車場等の外構整備で令和3年12月の工事完了を見込んでいます。

事業費につきましては、建設事業費全体で29億4,357万3,000円、うち庁舎建設、外構、解体で28億792万2,000円。

業務委託料として、1億3,565万1,000円を見込んでいます。

建設に係ります財源につきましては、現在のところ補助金として、5億3,765万6,000円、起債を17億170万円、基金を7億421万7,000円を見込んでおりますが、このほかに移転費用、備品購入等の経費を要することから、役場庁舎建設に係ります総事業費としては、現在、32億723万2,000円を見込んでいます。

先ほど御説明したものについては庁舎建設に係ります起債、基金、補助金でございまして、総事業費としての財源内訳につきましては、四角の中で囲んでおります財源内訳のとおりということで御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、設計の概要であります。24ページの配置図にありますように、現庁舎の北側駐車場に新庁舎を建設し、周辺を駐車場及び緑地帯として配置をする予定でござ

います。

庁舎につきましては、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階で、それぞれの面積につきまして、地階が679.159平米、1階が1,488.462平米、2階が1,471.125平米、3階が1,099.399平米で、トータルとして4,738.145平米でございます。

参考資料の25ページになりますが、地階の部分の平面図でございます。

地下には機械室、電気室、災害用備蓄庫、職員ロッカー室、書庫などを配置しての平面図でございます。

次に、26ページが1階の平面図でございますが、窓口業務がある執務室を中心といたしまして、ハイカウンターやローカウンターなど、さまざまな対応が図ることができるよう、相談室についても4部屋を配置し、税の確定申告や選挙の期日前投票で利用できる会議室の配置も行ったところでございます。

27ページは2階配置図でございますが、窓口業務の比較的少ない部署の執務室を中心といたしまして、町長室、副町長室、あるいは災害時には本部となります会議室等を配置したところでございます。

28ページにつきましては、3階の配置図でございます。

議会機能を配置いたしまして、本会議場、議員控室、委員会室、会議室の配置とともに、選挙管理委員会、監査室などもあわせて配置をしたところでございます。

29ページ、30ページにつきましては、それぞれの方向からの立面図となっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

1点訂正をさせていただきたいと思えます。済みません。

17億1,250万円が正しくて、読み上げでは17億170万円と言ったようでございますけれども、正しくは17億1,250万円に訂正をさせていただきたいと思

ます。

それでは引き続きまして、消防庁舎改築事業について、担当のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 事務連絡室長。

○事務連絡室長（志賀 寿君） 美幌消防庁舎改築事業に係ります美幌・津別広域事務組合負担金につきまして御説明申し上げます。

議案参考資料の３１ページをお開き願います。

本事業につきましては、美幌・津別広域事務組合の事業といたしまして、美幌消防庁舎改築工事を行うものでございます。

事業実施期間につきましては、平成３０年度から令和３年度までとし、２期工事に分けて建設を進め、供用開始は令和３年２月を予定しております。

総事業費につきましては、１４億９０８万４,０００円で、財源の内訳につきましては、組合債として、緊急防災・減災事業債１２億４,１６０万円を見込んでおります。

起債対象外の一般財源、１億６,７４８万４,０００円につきましては、組合構成町からの負担金を充当するものでございます。

消防本部機能である通信指令施設及び本部事務室などにつきましては、津別町にも、事業費の一部５,３９６万円を負担していただき、組合債及び一般財源として組合会計に財源充当いたします。

一般財源の内訳につきましては、美幌町１億５,７７２万４,０００円、津別町９７６万円が構成町それぞれの組合負担金でございます。

一般財源の美幌町負担額のうち、令和元年度に要する事業費といたしまして、美幌町一般会計の消防費、組合負担金９０９万８,０００円の補正をお願いするものでございます。

以上、組合負担金の補正内容につきまして御説明申し上げます。

また、関連資料といたしまして、３１ペ

ージから３５ページまで、消防庁舎の平面図などを添付しておりますので説明させていただきます。

議案参考資料３１ページの配置図から御説明いたします。

新消防庁舎の配置につきましては、消防車、救急車の出動は西方向とし、来庁者の駐車場は南側とすることにより、緊急車両の動線と一般車両の動線が重ならないように区分しております。

また、消防職、団員の駐車場を庁舎の裏側とすることで、災害招集時の動線につきましても区分を図っております。

次に、３２ページの１階平面図について御説明いたします。

１階平面図につきましては、当直職員の仮眠室など関連する部屋を集約し、車庫等との間には火災、救急などの出動の際に、個人装備を着装する準備室を配置するなど、迅速な出動及び帰署後の感染防止など、衛生環境にも配慮しております。

また、防火協会や婦人防火クラブなど、外郭団体が活動しやすいように、外郭団体活動スペースも配置しております。

次に、３３ページの２階平面図について御説明いたします。

２階につきましては、通信指令施設及び災害対策室を接続して配置し、災害発生時の指揮命令機能を集約しております。

また、消防本部、消防署の事務室を仕切りのない一部屋とすることで、来庁者に対してワンストップサービスの提供を可能としております。

また、一般来庁者と出動時の階段を離れた場所に設けることにより、出動隊員の迅速な動線も確保しております。

次に、３４ページの３階平面図について御説明いたします。

３階につきましては、消防団の詰所機能を集約配置し、災害招集時の集合、待機場所のほか、会議室として使用することを想定した配置としております。

また、平常時におきましては、救急や防火管理の講習会のほか、各種会議等にも使用できるように、受講者の数に応じて部屋の大きさを変更し使用できるように、可動式間仕切りを設けております。

次に、35ページの立面図につきまして、消防庁舎及び車庫の完成予想図でございます。

外壁の色はまだ未定ではありますが、一見して消防庁舎とわかるように、119の赤いロゴを設置する予定でございます。

消防庁舎の平面図等の説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 屋内多目的運動場建設事業につきまして、参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

参考資料の36ページをお開き願います。

屋内多目的運動場の建設事業につきましては、昨年5月に基本設計を策定した後、町議会、全員協議会、また、体育協会を初めとした関係団体の皆様への御説明や意見交換を行うとともに、いただいた貴重な御意見を内部で検討を重ねながら、実施設計業務を進めまして、本年2月に実施設計が完了したところでございます。

まず、事業の実施期間につきましては、基本設計も含めまして、平成29年度から令和2年度までの4年間、工事につきましては本年9月から令和2年までの2カ年で、外構工事も含めまして令和2年8月末の完成を目指して進めていきたいと考えているところでございます。

オープン時期につきましては、備品の納入も含めた準備期間を考慮いたしまして、令和2年の秋を予定しているところでございます。

次に総事業費でございますが、7億7,503万4,000円を見込んでおりまして、財源の内訳といたしましては、スポーツ振

興くじ補助金で2,000万円、町債は、過疎債で5億7,990万円、屋内多目的運動場整備基金からの繰入金といたしまして、1億7,470万8,000円、一般財源で42万6,000円となっているところでございます。

今回の補正予算では事業費といたしまして、8,390万2,000円を計上しておりまして、内訳といたしましては、議案45ページに記載されているとおりでございます。

財源充当の内訳といたしましては、町債が8,160万円、基金繰入金が230万2,000円となっております。

また、債務負担行為額といたしまして、記載のとおり債務負担を設定をするということで計上をしているところでございます。

なお、備品、消耗品購入に係る予算につきましては、しかるべき時期に御提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、建築の概要でございますが、資料36ページの配置図であります。

建設場所につきましては、美幌町字西1条南5丁目3番地のうち、配置図の色塗りにした部分でございます。

スポーツセンター、トレーニングセンター、B&Gプール、柏ヶ丘陸上競技場と隣接いたしまして、駐車場を共有することで、駐車スペースを213台確保しているところでございます。

建築面積が1,412.49平米、延べ床面積は1,823.81平米で、1階が1,265.72平米、2階が558.09平米。

構造規模につきましては、地上2階で、1階部分が鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、2階部分が鉄骨造でございます。

次に37ページをお開きください。

1階の平面図であります。

1階の床面積が1,265.72平米、ア

リーナは人工芝で、ロングパイル人工芝アンダーパッドつきを採用したいと考えております。

競技コートといたしましては、フットサル一面とテニス、ゲートボールがそれぞれ2面を3色に色分けしライン取りを行いまして、その他野球、少年野球、ソフトボールの練習が可能で、塁間ベースを置くポイントのみを落とすこととしております。

そのほかラグビー、ペタンク、パークゴルフや幼稚園、保育園の運動会、スポーツイベントのサブ会場など多目的に利用が可能な施設となっております。

共有スペースには、車椅子などの障がい者の方もスムーズに利用ができるよう、出入り口のスロープと広いエントランスホールや、2階に昇降するエレベーター、多目的トイレを設置しているところでございます。

出入り口奥には、利用者や保護者などの待機に利用できる休憩室と更衣室、備品を保管する器具庫は整備用機材を出し入れするよう外部の出入り口を設置したところでございます。

また、図面左側にあります高所作業車が出入りできる扉を設置しまして、大型車両の出入りや緊急の災害に対応できるよう資材等の保管も考慮しまして、出入り口を備えているところでございます。

38ページをお開きください。

2階の平面図であります。

2階の床面積は558.09平米、10ミリメートル厚の合成ゴムシート系舗装材でランニング、ウォーキングができる一周120メートルの周回コースと直線25メートルのスタート練習ができるトレーニングエリア、それに高さ4.3メートル、幅6メートルのボルダリングウォールを備え、初級者、中級者の方に利用が可能となっております。

続きまして39ページをお開きください。

このページと、次のページ、40ページにつきましては、立面図でございます。

建物の高さは10.55メートルで、内部の天井高はアリーナ床から天井ネットまで8メートルを確保しております。

建物の外壁の仕上げは、耐候性の高い東西外壁が押し出しセメント板、南北が化粧ガルバリウム鋼板の仕上げとしております。

以上、御説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第41号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、私は33ページの森林環境譲与税の収入の部分と、同じくそれに関連いたしまして41ページの積立金の2カ所について御質問したいと思います。

まず、33ページの森林環境譲与税の交付基準について、どのような基準で市町村に交付されるのか、その交付基準について御説明いただきたいと思います。

次に、歳出のほうの41ページの積立金ですけれども、これ自体は使途をそれぞれ公表するという事で、従前の民有林の振興対策ではなくて、これはこれで財源にして使うという手法になっているようですが、この事業を起こすときに林家であるとか、関係者の意向をどのように酌み取った中で、具体的な事業を実施していくのか、この2点について御質問いたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 初めに、森林環境譲与税の交付基準でございますが、こちらは三つの構成要素がございます。

一つ目は、私有林の人工林面積割と林業就業者数割、さらには人口割となっております。

私有林の人口割の面積といたしまして、本町では8,218ヘクタール、こちらは林野庁の統計数値でございます。

林業就業者数につきましては、美幌町は108人となっております。

こちらと人口2万296人、この二つはいずれも平成27年の国勢調査人口でございます。

そして、二つ目の積立金の関係でございますが、こちらにつきましては、税の使い道ということもありまして、使途を明確にすることが求められております。

さらには、既存施策の予算に充当するのではなく、新規事業、あるいは確実に増加させる施策に充てることが適切ということでございます。

本町で、ことし充当を予定しておりますのは、新規事業でございます地域林政アドバイザーの雇用経費等でございます。

そして、今後の関係でございますが、こちらは来月以降に北海道において、その使い道等の説明会が予定されているところでございます。

こちらの状況を踏まえながら、町内で森林に関する事業と言いますと、林家あるいは森林組合、そういった関係者がございますので、そういったところと十分連携しながら、意見を聞きながら、新たな事業を組み立てるときは、そういった意見を反映しながら考えていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 43ページの

教育振興費の中の学校教育振興事業費の増の中の人夫賃ですが、先ほどの説明ですと、コミュニティースクールのコーディネーターの配置ということで説明を受けました。

このコーディネーターはどのような人材を配置するのか、それからどこの場所に配置するのか。

それと、今後、教員、それから保護者、地域協力者への説明をしなければならない状況になってくるのかなと思うのですが、それをいつごろまでに設定して、作業として進むのか、具体的なものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

コーディネーターにつきましては、これから運営協議会を設置するに当たりまして、学校との連絡窓口、それから地域住民、保護者間の調整役、それから今あるコミスクがございますので、コミスクの人たち、それから活動内容などをつなぐ役割を担っていただくような形で、専門職として配置したいと思っております。

配置をすることで、まず、関係機関との周知活動、それからのスムーズな導入を目指していきたいというふうに考えておりまして、配置につきましては学校教育グループに所属するような形で配置をしたいというふうに考えております。

今後の導入に当たっての説明につきましては、コミスクの説明会についてはことしの2月に1度、説明会を開催しているところでございますが、期間があいているということですので、今後、どういう形で地域住民、それから学校ごとの説明会、教員だけとか、いろんな説明の手法があると思いますので、その辺を協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子

さん。

○10番（坂田美栄子君） 大体の進め方の内容はわかりました。

ただ、今どのような人材を選んで、そこに置かれるのかということと、それから、目標というか、それを進めるに当たって、いつごろの時点までにそういうものを設定していくのか。

その内容によっては、今までやってきたコミスクと協議も必要かと思いますので、そこら辺をわかる範囲内で教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 失礼いたしました。

コーディネーターの人材につきましては、学校との調整役、学校、地域含めた調整役ということですので、教育に関する教養、それから識見、経験が豊富な方で学校活動について熟知をして、地域についても承知をしている人材を配置したいというふうに考えております。

あと、導入の目標でございますが、今、目標として考えておりますのは、ことしの10月に運営協議会を立ち上げたいということで、準備を進めてまいりたいと考えております。

その間、現在、コミスクがありますので、その関係の方々との協議、それから教員、地域の方を含めて協議、説明会を実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 議案書の26ページ、債務負担行為の中で、役場庁舎執務環境及び移転計画策定業務委託料、462万円計上しておりますけれども、これについては実際引っ越すときの費用も入っているのか、もし入っていないのであればどこかで債務負担行為しているのか、あるいは実際引っ越すときの単年度計画の予算でやる

のか、その辺のことをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、債務負担で462万円を限度額として補正をさせていただきました金額につきましては、引っ越し前までの計画、あるいは、備品の選定、配置先をどうするかということを含めた計画策定にかかわる委託料でございます。

引っ越しにかかる費用、引っ越しについてどういった車両が必要ですか、どういった機械が必要かということも含めてこの計画の中で全部策定をしていただくということになってございますので、引っ越しにかかる費用につきましては、令和3年度の当初予算の中でやるか、あるいは、債務負担ができるかどうかわからないのですが、計画期間が令和2年度ですから、令和3年3月までということで考えておりますので、5月連休中の引っ越しということからいけば、令和3年度の当初予算に引っ越し費用については計上するというような形になろうかと考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 先ほど坂田議員から質疑がありましたとおり、10款の1項、3目の部分と、もう一つが、屋外体育施設維持管理事業費の増なので、同じく10款の5項、45ページの部分と二つお聞きしたいのですが、まず、一つ目の部分です。

コミュニティースクール導入に係る部分なのですが、私も2月の町民の説明会に参加させていただきまして、制度自体はいいものだと感じております。

ただ、やはり説明等が浸透されていない部分もあるかと思えますし、やはり説明を受けていないという声も数多く耳にしております。

その中で、説明を受けたけどという前置

きの上で、やはり今はP T Aなどの担い手もかなり不足してきているという中で、本当にこの形が美幌町にとっていいものなのかどうか、あとは、せっかくいいものとして立ち上げて、それが継続していけるのかどうかというところで、かなり不安を持たれている保護者の方がいらっしゃるというふうに聞いているのですが、そのあたりについてのお考えを、まずお聞かせいただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 学校運営協議会の御質問でございますが、ことしの2月に説明会をさせていただきます、まだ1回ということですので、これからP T Aですとか、教員、地域含めて、説明会を実施していきたいと思っております。

木村議員が言われるとおり、平成16年からの既存のコミスクがあって、小学校3校でそれぞれ活発に活動をしていただいているところでございます。今あるコミスクにつきましては、制度的には裏づけがないものでございますので、今回、教育委員会のほうで規則をつくって、きちんとした設置をして、支援をしていきたいというふうに考えております。

そのことで今までの活動がより充実した活動になって、それぞれの学校を支援していくような体制をつくっていきたくて考えておりますので、もちろん、設置した以降についても、継続して充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今のお話ですと、規則の部分とかをつくってというお話でしたが、この制度自体、地域の子は地域で育てるところを目指す制度だと私は理解しているのですけれども、そうになると、やはりかわりが1番大切になってくるのは地域の住民、自治会の方々というのが、

かなり大きな部分になってくるのかなと思いますので、やはり、こういったところの声をしっかり聞きながら、既存のほかの町でやっているというものだったり、そこにとられるのではなく、やはり美幌町ならではの、その声をもっと取り入れて、優しさを持ってやっていくということを考えていただきたいなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 学校運営協議会の構成員の関係につきましては、これから詳細に詰めていきたいと考えておりますが、もちろん、地域自治会ですとか、P T A、それから今あるコミスクの方たち、関係する方がいらっしゃいますので、その方の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 理解しました。

ただやはり、先ほども申し上げたとおり、かなり不安に思っている方もいらっしゃるし、10月から運営協議会を設立という意味でいけば、時間も迫ってきているのかと思いますので、ぜひ丁寧な説明と、そして、やはりそこに携わっていく、皆さんの声に耳を傾ける姿勢を大事にしていきたいというふうに思って、こちらの質問は終わらせていただきます。

もう一つの部分ですが、45ページ、屋外体育施設維持管理事業費の増の部分で、屋内多目的運動場の部分について質問をさせていただきます。

今回の体育施設をつくる上で、ほとんどが町の負担ということで、7億円を町で負担するということは、そこまで安いものではないというふうに私は思っております。

もちろん、その限られた予算規模で行うというのは承知しているところではあります。先、先日説明を受けたときに、実施設計

ができ上がった後、関係団体等を実施設計の説明をされていないというふうに私は伺っていたものですから、利用団体、関係団体から意見を受けて実施設計ができ上がったということであれば、その実施設計の部分もこういうふうになりましたということで、関係団体に説明が必要かと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

実施設計のほうで2月に完了いたしましたので、その以前に基本設計ができ上がった段階で、各競技団体、当然検討会議にも委員のほうには御説明をした中で、詳細の実施設計ができ上がってきた部分でございます。

また、今後、町民の方にも実施設計が閲覧できるように、当然、各団体のほうにも見ていただいているのですけれども、改めて全員を集めて説明会というのは開いておりますが、丁寧に今後も説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は3点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、37ページの工事請負費、役場庁舎建設主体工事等を含めて、1件。

それから、41ページのヒグマ出没情報収集・共有システム利用負担金の2万5,000円について。

3点目については、43ページの学校教育振興事業費の増、人夫賃の126万1,000円でございます。

最初に、1項目めの役場庁舎建設主体工事について1点だけお伺いします。

現在、役場は分庁舎が分かれて非常に町民も、職員もですけれども不便だったとい

うふうに思います。

今回庁舎ができることによって、それが改善されるのですけれども、それとあわせて、事務的な改善についても検討されているのか、例えば、いろいろな窓口がありますけれども、ワンストップ窓口を今回検討するとか、そういったことを庁舎改築に合わせて検討されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 庁舎の完成後、令和3年5月引っ越しということで予定をしているところでございます。

当然、組織機構について見直しをしている最中でございまして、まず、グループ制についてどうなのかという見直しをしているところでございます。

基本的には、町民の方々にわかりやすい組織とすべきだろうということで、グループ制を完全に否定するわけではないのですけれども、こういったグループ制が町民の皆様には1番理解をしていただけるのか、名称含めてです。

あるいは、統合できる事務分掌はないのかということを含めて、事務の内容も含めて再度検討して、少し時間をかけて、令和3年5月の新庁舎に引っ越し段階では、新しい組織の中で進めていきたいというふうに今進めております。それがもう少し時間がかかろうかと思っておりますけれども、組織機構の詳細等について、おおむね検討が終わった段階で、また議会のほうに相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ぜひ、役場庁舎が立派になるのですから、そういったことも今から検討していただきたいと思います。

人口も減ってきて、役場の職員もかなり減ってきていると思っておりますけれども、やはりワンストップで、1カ所の窓口に行けばできるようなシステムについても検討して

いただきたいと考えてございます。

そこについてはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今のしゃきつとプラザは、福祉部局、社協を配置したり、地域包括支援センターも含めて、あそこの場所でワンストップでできるというような形をとってございます。そういった形が、全ての業務に関しては基本になるだろうと思っています。

ただ、全てがワンストップでできるかというと、それはなかなか難しいというふうには思っていますけれども、町民の方が基本的に1カ所に行けば、きちんと自分の用事が済むという形をどうつくり上げていくのかというのは、検討している中であわせて検討を進めていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） わかりました。

ぜひ、そういったことも住民の立場になって検討していただきたいと思います。

次に、41ページのヒグマ出没情報収集・共有システムについての利用者負担金2万5,000円について、もう少し具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ヒグマ出没情報収集・共有システム利用負担金の関係でございますが、まずこちらのシステムは、道立総合研究機構が中心となった開発システムでございます。

導入の経過等でございますが、本町では年間20件近くのヒグマの出没がありますが、農業者の皆さんや、JAから足跡の発見だとか、まれに本物を発見したという通報を受けて、耕地林務グループの担当者が2名体制で現場へ駆けつけて、足跡から移動先だとか、大きさを測って、役場に戻ってきてから5万分の1の地図に落とし込ん

で、被害防止のためホームページにアップしている状況であります。

発生場所につきましては、郊外の山林に面した畑がほとんどであって、若い職員はもとより中堅職員でもその正確な位置を地図に落とし込むのは非常に困難で、かなりの時間を要しているという状況があります。

それに対して、今はスマートフォンで位置情報を取得することができる状況であります。こちらを現場に持って行って、位置情報とリンクすることによって、このシステムを活用することで、瞬時にその場所をホームページ上にアップすることが可能です。さらには、北海道だとか、導入している自治体とリアルタイムで情報が共有されます。このことによって、隣接している自治体で加入された場合は、町界付近であったら、発生したことの周知も可能であります。

さらに、この入力したデータは、クラウドシステム、共同のシステムでございますが、こちらにデータが蓄積されまして、北海道への報告データにも活用されますことから、事務量の大幅削減につながるということで、今回補正予算での導入をいたしたいと考えたところであります。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ホームページ等でリアルタイムに情報収集ができるということはすばらしいことで、いいことだと思います。

私も、いろんな方からヒグマの被害があって非常に大変だということで、時間をおいていたらどんどん被害が出ますので、そういった対応についてもよろしくお願いします。

最後の、43ページの学校教育振興事業費の増、人夫賃等の126万1,000円についてですけれども、それぞれ議員から質

間がございました。

私は町長に確認したいのですけれども、きのうの坂田議員の一般質問の中で、学校運営協議会については、現在のコミスクを継承していきたいということで、別物ではないということでありましたけれども、具体的な内容を読むと、今回できるコミュニティスクールについては全く別物のような感じがするのですけれども、そこら辺は町長の考え方がどうなのかお聞きしたいということと、もう1点、町長のマニフェストの中に、コミスクについても触れていましたけれども、そこら辺を関連して御説明いただければと思っています。

よろしくお願いします。

○7番（馬場博美君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の補正予算をさせていただいた部分については、協議会を立ち上げていくための調整役というか、先ほど教育部長からお話をさせていただいたとおりでございます。

きのうの坂田議員の一般質問の中でお話ししましたが、平成16年にコミュニティ制度があって、そのときにも学校運営協議会制度というのも当時規定されていました。それが一つの新しい学校を支えていくシステムということの中で、実際に美幌も、当時、コミュニティスクールを皆さんで学校ごとにやりましょうということを社会教育が中心になって、一生懸命説明して、実際にいろいろな方が集まって、学校を応援するシステムができ上がりました。その後、継続する中において、どちらかというと、事業主体な活動が主になってきておりました。

ですから、それぞれ学校の中で、応援隊としてかかわってくるのですけれども、実際には、例えば、運動会に何か協力して行事をやるとか、美幌小学校であれば、年に1回なり2回、子供たちを集めて事業をやるとかそういう形になってきて、もともと母体としては、いろんな方がかかわってや

ろうというふうになっていたのです。

今回は、国の法律が変わった中で、やはり、学校運営がなかなか学校と家庭だけでは成り立たなくなってきたということで、地域もしっかりかかわってもらって、言うならば、地域に開かれた学校から、地域とともにある学校にという方針を変えてきました。

それはまさにそのとおりで、現実的には子供の見守り隊があったり、例えば、旭小学校なんかは学芸会のときに地域の自治会長とか、老人クラブの方が招待されて一緒にかかわっているということであるので、そういう人たちをしっかりと巻き込んだ支援の組織をつくりましょうという、今回の学校運営協議会というのは、そういう形をつくるという考えです。

もともとあった組織の部分で、かかわっている人達を、もう一回どういうメンバーかということをしっかり確認させていただいて、その中に今も地域の方が入っていますとか、PTAの代表も入っていますとか、そういう人たちが入っていれば、今までは事業と言うよりも、どちらかというと学校の運営に対してこういうことをどうでしょうかということを書いて、もう少し今までの生徒児童を守っていくためには、かかわっていくためにはやっぱり学校だけでだめな部分を何か応援できることがあるかということ具体的に少しでもふやしていこうということでもあります。

だからその中で、従来コミスクと言われて、現実に教育の中でかかわってきたことは、内数としては全然問題ない話なので、それを踏襲してやるのが進める中では、1番地域にもわかりやすいというふうな形で、きのうも私はそういう話をしましたし、教育部長が説明したのもそういう形でお話ししたというふうに理解しております。

しっかり地域とともにある学校を、やっぱり地域でつくりたいという思いは教育長

時代も変わっていませんし、私は今も強く思っているのですが、ただ、その説明がやっぱり不十分なことは正直に認めますので、それはなるべく時間をかけないで、しっかり丁寧に私はやっていただきたいと思いますし、私の立場で協力できることはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 初めての取り組みだというふうに考えますけれども、ぜひ、関係機関、教職員、それから、PTA、あるいは、地域の自治会、地域の住民の方としっかりと協議しながら、理解される中で進めていただきたいと思います。

その中で、今回コーディネーターの役割なのですけれども、僕は、どうしても地域と、それから学校の先生方含めて、保護者等も含めて理解が得られたというような状況の中で、今回こういう形で補正すればよかったなという思いですけれども、今後、そういうことについては、コーディネーターを設置しながらやっていくのだという話なのですけれども、そのコーディネーターの役割が見えないものですから、その役割についても一度御説明いただければと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（以頭隆志君） 御質問のコーディネーターの役割というところで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、学校運営協議会設置を予定しております10月までの期間につきましては、協議会規則の制定であるとか、また、学校の現状の把握、協議会設置に向けた関係機関との調整、その他委員選出の助言やサポート、制度周知などの取り組みについて行っていきたいというふうに考えてございます。

協議会設置後につきましては、協議会の開催、または連携組織等の実施、または、

コミスク通信など、地域の住民の方にそういった活動のお知らせをしていくというような内容の取り組みを予定してございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 41ページで、2点お聞きします。

1点目は、みらい農業センター管理運営事業費の増、その下の、畑作構造転換事業のことについてお伺いします。

まず、みらい農業センターについて、先ほどの説明では、2名の新規就農の方の家賃補助という説明でしたけれども、しばらくぶりに来たというふうに思っているのですけれども、例えば、この方々が本州から来ていただいたのか、道内から来ていただいたのか、そして、どういう勉強をしようとして来ていただいたのか、詳しくわかる範囲内でお伝えください。

○議長（大原 昇君） みらい農業センター主幹。

○みらい農業センター主幹（午来 博君）

岡本議員の御質問にお答え申し上げます。

新たな人材が新規就農者として入ったということでございまして、概要を簡単に御説明申し上げます。

新規就農研修生につきましては、町内の酪農家の次男の方でございまして、7年ぐらいにわたって家業の酪農業に従事された方でございます。

その方が、町内の高野地区にございます肉牛農家のいわゆる経営継承者としてのお話をいただいたということで、後継者のいない高野の肉牛農家と、今お話し申し上げた町内の酪農業の次男の方、ちなみに長男の方が家業を継承されているのですけれども、その次男とのマッチングを農協のほうから、当町のほうに相談がありまして、今回、肉牛振興の将来のために非常に有効な

継承案件というふうに判断いたしましたので、年明けから出てきた話でございますけれども、新規就農者としての認定をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 岡本議員の質問の中で、2名というお話をされておりましたが、2年の研修ということで、人数的には1名でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 次に、畑作構造転換事業、これはジャガイモシストセンチュウの予防のために、道のトンネル補助ということで、説明では204ヘクタールということですが、これで例えばどういふことをするのか、それと、これは継続性のあることなのか、この辺のことをお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 農政主幹。

○農政主幹（佐々木斉君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

こちらの事業は、農林水産省がバレイシヨやてん菜、豆類などの畑作営農の大規模化に対応するため、省力作業の機械化等や、病虫害抵抗性品種の導入、輪作年限の延長などに資する取り組みに対して支援する事業でございます。

平成31年度の事業として募集があり、事業農家92戸から、こちらの事業の申請の要望があり、事業実施主体を美幌町農業協同組合として実施するものでございます。

今年度の募集に対して実施するものですから、また来年度そういう事業の募集があれば、こちらの方は済みません。

内訳のほうなのですが、ジャガイモシストセンチュウの抵抗性品種の導入は、204.1ヘクタールでございます。

大豆の省力栽培につきましては、19.

48ヘクタールになります。

小豆の省力栽培については、52.05ヘクタール、休閒緑肥の導入につきましては、3.17ヘクタールがありまして、これは、こちらの作物の植え付けによって図られる構造転換事業に対して補助が受けられるというものになっております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま農政主幹が御答弁させていただきましたけれども、若干補足させていただきたいと思っております。

この事業、一つは、病虫害の抵抗性品種の導入、これが議員がおっしゃるジャガイモの部分でございます。

こちらにつきましては、品目といたしまして、こなゆたかほかの品種を導入しようとするものでございます。

そして、さらには地力回復、地力増強だとか、そういったことを目標といたしまして、輪作年限の延長、今、3輪作というのを結構やっていますけれども、これを豆類を加えた4輪作に拡大していく取り組みでございまして。

このために、大豆、小豆、休閒緑肥を取り入れることに対して助成をするものでございます。

もう一つといたしましては、省力作業機械等の導入といたしまして、二つの生産組合に対して農業機械の導入を助成しようとするものでございます。

また、この助成につきましては、あくまでも単年度の補助でございますので、この事業は、ことし1年限りという認識でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私からは、45ページの屋外体育施設維持管理事業費の増、修繕料でお聞きしたいことがあります。

リリー山のリフトのロープ張りかえについてのお金だとお聞きしておりますが、この部分で、総務文教厚生常任委員会でもお聞きしましたが、ロープの張りかえに関しては、張りかえる新規のものではなくて、旧のほうは張りかえて鉄くずになると思うのですけれども、その予算がどれぐらいのリサイクル料というか、鉄くずの買い取り料というのが、もし1トンいくらとかかわればお教えてください。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

リフトのワイヤー取りかえにつきましては、870メートルということで、結構長いロープを巻いたものを持って交換するのですけれども、交換に際しては、古いロープに新しいロープを仮受けといいますか、巻きつけながら交換をしていくという作業になっていくものだと思います。

見積もりの中で細かい処分費といいますか、売り払いの金額を差し引いたものではないのですけれども、要は、6本のワイヤーを巻き込んでいるものですから、芯になる繊維を取り除いて、ワイヤーを鉄くずとして処分をしなくてはならないという作業も当然入ってきます。

運送費も含めて、見積もりの中ではそれも含めた中での金額となっておりますので、処分費だけの内訳については承知しておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 一括という形になると思うのですけれど、37ページの庁舎改築、それと、43ページの消防本部の建てかえ、45ページの多目的体育館の関連質問という形で質問します。

まず1点目、2018年一般町民には本

庁舎については約30億円で建てますと、4,500平米でいきますということを町民にお知らせしています。そのあと、パブリックコメントで、建築費については31億8,000万円ぐらいになりますという公開をしています。

今回、私たち議会には32億円になりましたという形での説明をされています。この金額が上がった内容は、具体的にどういう要因で上がったのかというのをまずひとつお聞かせ願いたい。

二つ目、この変移した数字が、一般町民の方にいつどのようにきちんと説明するのか、その手順をどうするのか、それをお聞かせいただきたい。

まず、この二つです。

それともう一つ、本庁舎については、5億7,973万4,760円、まだこれが確定していないのかなと、聞き取りの中で。外構、解体、備品、移転費、あとその他の申請費等入れて5億7,000万円、この分がまた変更になる場合、どのように町民にお知らせするのか、まずこの三つを先に確認したいです。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今御質問のありました当初30億円の総事業費です。

30億円ということで、当初説明をして事業計画を立てていったわけですが、けれども、これは当初の超概算の金額が30億円ということでスタートをさせていただきました。

その後、設計あるいは計画していく中で、プロポーザルをしたときにZEBの導入を図るということで、この分の事業費が2億円程度アップしたということになってございます。

ただ、このZEBの方式を導入することによって、先ほど説明をいたしました補助金が、総額として5億数千万円ということになるので、これは一般財源ベースでいけば抑制を図れるということでこのZEBを

導入するということで、合わせて、環境に配慮した建物ということになりますので、これらを含めてZEBを導入していくということで事業費がアップをしてきたということになってございます。

町民周知をどうするかということについては、恐らくこの金額で最終の確定額だろうと考えています。

これに、先ほど説明いたしました引っ越しに要する経費がまだ出ていない、それから備品類も出ていないというところもございますので、それらを含めて最終総事業費というような形になろうかというふうに思っています。

とりあえず、建物に関するものについては、恐らく今回実施設計が上がって、これが最終確定額だろうというふうに思っていますので、これは町民の方には毎回ホームページなどでお知らせをしておりますけれども、この中で周知を図っていききたいというふうに思っていますし、建物に関します事業費については、広報等も通じて周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 庁舎建設主幹。

○庁舎建設主幹（遠國 求君） 松浦議員の質問の中で、32億円についての町民周知ということで、先ほど総務部長のほうからホームページ等を通じてということでございましたけれども、平成29年から町広報で連載しております新庁舎の建設情報、その中で、来月の7月号、こちらにつきましては、新庁舎の事業費並びに財源についてということを記事掲載する予定でございます。

その中で32億円、さらに、補助金ですとか、地方債、一般財源等の事業費について、町民周知を図るということで予定をしていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 住民周知についてはよくわかりました。

特に、補助の関係が変わった。そして、起債の額も変わった。

逆に言えば、交付税措置で入ってくるのが5億8,000万円になりましたと、なかなか一般町民の方にとってはわからない言葉、わからない流れなのです。

我々議会も、何回か聞いてやっと数字の流れがわかったのですけれど、ぜひ、今回ZEBの導入によって、返ってくる交付税措置の分がふえたということを、はっきり言えばいい結果になったかと、町民負担が減りましたので、そういうところをきちんと説明したほうがいいのかなと思うのです。

先ほどの質問の中で一つだけ返ってきていないのですけれど、上がった理由です。

聞き取りの中では、働き方改革、道の設計単価、道の人件費、上がった分もこの中に入れた形での今回の数字だと言われているのです。

その分の回答をもらえるかと思ったので、こっちで言ったのですけれど、そういうふうなところによって、この32億円の数字が今回表に出たということで間違いないですね。

ということで、2回目。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 当初、概算事業費として金額をお示しした中から、相当、人件費あるいは資材費等々含めて値上がりをしてきています。

建設段階になると、それよりまだ上がるだろうということで、事業費がアップをしてきたというのが一つございます。

それと、もう一つ、当初予定していなかった、先ほど御説明いたしましたZEBを入れるということで、各種、窓ガラスから全部仕様が変わってくるというもので事業費がアップをしたというものもございます。

松浦議員おっしゃるとおり、今回、総事業費としては上がっております。

ただ、町の一般財源ベース、それから交付税措置をされるベースということを考えれば、町の負担としては相当減っているだろうというふうに思っていますので、そのところは、町民の皆様にもわかりやすい形で説明するよう広報掲載なり、ホームページの中で説明させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 最後の質問です。

2回目の続きなんですけれど、ことしに入ってから、働き方改革、あとは、道のいろんな設計単価等が上がっているということで、当然、美幌町の臨時職員単価表の中にも、土木業適用単価表が決定次第、土木系作業員の給料が上がりますという単価表が美幌町でもあります。今回この建物については、その分も加味して金額をつくっているという説明は受けています。

それでどうしても、今後、資材費が上がれば、当然公共工事の契約の中で、ある程度の適用基準の中で上がるのかなと。当然、人件費ベースについても作業単価が上がれば当然上がると思うのです。僕もそのとおりだと思うのです。

もう一つ、先ほど言った働き方改革というのが、結構美幌町のいろんな企業の中も、相当ダメージを受けていて、もう始まっている会社もあります。

そうしますと、今回この建物の総額、役場の本庁舎も消防本部も多目的体育館も含めまして、当然、働き方改革の人件費ベースが入っているというのを我々にも示されましたよね。

そうすると、平成31年度の予算がもう3月で終わっていますけれど、既に令和元年になって、執行の中でいろんな委託、管理費、業務委託の発注も始まっていると思

いますけれど、当然に業務委託も外注も含めて、働き方改革の積算基準が、本庁舎含めた建物と同じように令和元年の予算にちゃんと反映されているのかどうか。建築だけでなく、その他の業務にも同じように反映されている、そうでないとおかしいのかなと、その確認をとりたくて質問をしています。

御回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 基本的に、歩掛りを使ったり、何なりということで、設計を建築含めてさせていただいている中では、その歩掛り単価を基本として設計をさせていただいて、その中で、働き方改革の部分が含まれているかどうかというのは、歩掛りを見てみないとわからないですけれども、そこは基本的に入っているのだと思います。

ただ、その歩掛りに平成31年度の政策部分が反映されるかどうか、それが不明確なところもあるかと思いますが、そこは設計の中できちんと精査しながらやっていくことが必要だとは考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第42号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の47ページをお開き願います。

議案第42号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,913万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、56ページ、57ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、介護報酬改定等対応システム改修委託料113万9,000円につきましては、消費税率引き上げに伴う介護職員の処遇改善、介護報酬改定に係るシステム改修の補正でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、54、55ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、介護保険事業費補助金につきましては、歳出で御説明いたしましたシステム改修に伴う補助金、56万9,000円でございます。

その下の7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、システム改修に係る一般会計からの事務費繰入金を増額するもの

でございます。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第42号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

再開は、15時といたします。

午後 2時25分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、先ほど議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

町長から一般廃棄物処理施設第Ⅲ期埋立処分場の火災について追加の行政報告があります。

また、追加議案として、議案第43号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてが提出されましたので、本日、第3日目の日程に追加し、審議するこ

とに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力を
お願いして、議会運営委員長としての報告
といたします。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告
のあったとおり、日程第18 議案第42
号平成31年度美幌町介護保険特別会計補
正予算（第1号）の次に、行政報告を追加
し、追加日程第1とし、議案第43号平成
31年度美幌町一般会計補正予算（第3
号）を日程に追加し、追加日程第2とし、
議題にしたいと思いますが、これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって、行政報告及び議案第43号
を日程に追加し、追加日程第1から追加日
程第2とし、それぞれ議題とすることに決
定しました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 行
政報告について。

町長から追加行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君） 本定例会に追加す
る行政報告と提出案件の概要について御説
明を申し上げます。

追加する行政報告といたしましては、一
般廃棄物処理施設第Ⅲ期埋立処分場の火災
についてであります。

去る6月4日、午前4時16分、付近住
民の方から美幌消防署に登栄のごみ捨て場
から白い煙が見えるとの通報があり、登栄
3番地1の一般廃棄物処理施設第Ⅲ期埋立
処分場へ消防車両3台が出動し、消火活動
が行われた結果、午前7時27分に鎮火し
たところであります。

直ちに、美幌消防署及び美幌警察署によ
る火災現場調査、並びに施設維持管理委託
業者に聞き取りが行われましたが、堆積し
たごみからの自然発火が疑われるものの、
出火原因の特定には至らず、不明火として
扱われることになるとの報告を受けており
ます。

また、一般廃棄物処理施設事務所に設置
された監視カメラの映像を確認したとこ
ろ、午前2時8分ごろに出火箇所付近から
光が上がり、その光の範囲が徐々に広がっ
ていく様子が映っていたことから、出火時
刻は午前2時8分ごろと思われます。

罹災状況につきましては、遮水シートของ
焼失1,480平方メートルとネットフェン
ス82メートルの焼損であり、早期の復旧
が必要なことから、本定例会に補正予算を
追加提案させていただきたいと存じます。

なお、今回の火災によって直接搬入ごみ
の受け入れを一時中止いたしました。養
生シートによる緊急の雨水対策を講じて、
火災発生の翌日には受け入れを再開してお
ります。

町民生活に重要な施設の一部を焼失さ
せ、町民の皆様並びに議会議員の皆様にも
多大な御迷惑と御心配をおかけしましたこ
とを、心から深くおわび申し上げます。

今後、このような事故のないように、施
設の安全管理を徹底し、再発防止に向けて
万全を期してまいりますので、御理解を賜
りますようお願い申し上げまして、行政報
告とさせていただきます。

次に、本定例会に追加して提案いたしま
す議案について御説明申し上げます。

議案第43号平成31年度美幌町一般会
計補正予算（第3号）については、一般廃
棄物処理施設第Ⅲ期埋立処分場の火災によ
り焼失した遮水シート、焼損したネットフ
ェンスの復旧に要する経費等として、6,6
74万2,000円を追加しようとするもの
であります。

なお、細部につきましては、担当部長よ

り御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告、一般廃棄物処理施設第Ⅲ期埋立処分場の火災についての質疑を許します。

質疑は1人3回までといたします。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） ただいま行政報告を受けました。その中で、今回の原因としては、不明火として扱われることになったということです。ただ、最後のほうに言われたように、事故のないように再発防止に向けて万全を期したいということです。が、原因がわからなければ再発防止に向けての取り組みができないのではないかと思います。が、今後の予定として、原因を究明するのかどうか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回の火災原因につきましては、不明火ということで、調査の結果、特定できないということで報告を受けているところでございますが、発火の可能性のあるものとしましては、電池類、リチウムイオン電池とか、スプレー缶等が考えられますので、こういう部分につきましては、町民の御理解を得てという形になりますけれども、一般ごみの中にそういうごみを入れないよう分別して出していただくというような周知を徹底することによって、自然発火の原因が抑えられるということで考えております。

それ以外に、原因ではないですが予防策としまして、委託事業者とも話をしておりますけれども、事故があったときに通報が来るようなシステムだとか、そういう部分等につきましてはこれからどういう形が1番いいのかという協議をして進めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと

思います。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 説明でわかりましたが、やはり原因がわからないと防ぎようがないのではないかとというのが現実問題かと思っておりますので、例えば、本当にこの原因を究明する手だては全くないのでしょうか。

いずれにしても、原因を究明する何かを考えなければならないのではないかと思います。のですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回、消防署と警察署のほうで原因を特定、究明していただいているのですけれども、特定には至っていないというところでございますので、特定するのは非常に難しいのかなというふうに思っておりますが、監視カメラの映像から深夜の人のいない時間帯に発火しているという状況からして、人為的なことではないということで、その確認はしているのですが、自然発火が疑われるというだけで、原因が何だったかというのは特定には至らないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 今回の火災の補償に伴って、美幌町は、6,674万2,000円の新たな町費を使うということになるのだと思います。

それで、この金額を含めて、町民は、春には水道で事故があった、今度は火災による損害賠償かということで、二つ重ねて受けとめるということになると思います。

金額も二つ合わせると結構なものだということと、財政調整基金によって財源を賄うということは、保険がきかないということで、これも含めて原因の究明と再発防止をどうするかというのは、どなたもそういう目で見ると思います。

ただいまの行政報告の中では、不明火として扱われ、警察も消防も専門家集団ではないわけだから、とりあえず、原因の特定はできなかったということで、処理をされると思うのですが、多分、これでは町民は納得しないだろうと思います。

役場のグループだってもともと専門家集団ではないわけだから行政の内部では手に負えない事案ではないかというふうに思うのです。

したがって、原因の究明は、第1、第2、第3にと可能性の高いものから拾い上げて、しかも、構成が専門の方を交えて、なるほどそれならその次の順番も含めて、一定の究明が行われ、注意をしなければならぬということ、受け取った町民がよくわかるという状況で再発防止を呼びかけない限り、一般論としてはおさまりがつかないということだと思いますので、私は、町長の方向がどうかはわかりませんが、やはり、科学的な原因究明をこの際やる必要があるのではないかというふうに思います。

担当部長が、リチウム電池という話もされていますけれども、一応、美幌町が集めているごみの種別によって、どんな可能性があるのかということをベースにして、出火原因についてはもっと踏み込まないと町民は納得しないというのがベースにあると思いますので、そのことをぜひやっていただきたい。

そして、その原因物質を取り除かなければいけないということで、説得力のある対応をしないといけないというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、このような出火をさせたことに関しては、本当に町民の皆様、それから議員の皆様にも申しわけなく思っております。

今御指摘のあるもの、言うならば、出火原因の特定をもう少ししっかりやるべきだ

というご指摘だと思いますが、どこまでできるかということについては、少し考えさせていただきたいと存じます。

一般的に埋め立て処分の中において、火災の原因になると一般的にいわれているものはあります。

ですから、町民の方に呼びかける前のことも、呼びかけるのですけれども、その分別も含めてどうするかという今のやり方、それから、本来、埋め立ては、ある程度火災が発生する可能性があるという中で、上に土をかけて発火原因をつくらぬということもやってきているはずなのです。

それは、上にのせる土の量とか、それから、下に入る埋め立てごみとのバランスの中で、確実に毎日全部土を覆っていく、やはり埋立処分場の寿命のこともあって、その辺が適正にできるかどうかということも、今後きちんと考える必要があると思っております。

それと、今回は出火した時間が午前2時ごろであります。ですから、この辺の考え方、これが日中であれば、こんなに大きな被害面積にはならなかったと思うのです。たまたま夜で誰もいない。

言うならば、監視カメラは夜の記録カメラといったほうが正解で、ついてはいるのですけれども、ただ録画だけですので、そういう意味では、それを見たときに第三者が入ってきて火をつけたとか、そういう確認は警察にはしてもらえたのですけれども、逆にそれを、例えば、炎のセンサーとか、そういうものを検討するということも指示を出しております。

ですから、今回の焼損が大きくなった原因としては、夜間であったということが一つであると思います。

それから、保険も検討してほしいという話をしています。

今、町の施設全てが保険に入りきれていない部分もありますし、私が説明を受けて

いる中でいけば、今回のごみ施設については、当時の工事費も含めて全部にかけるとかなり金額が大きくなるという話の中で、何かあった場合の対応策としては、今回みたいにはほかの財源を頑張って検討して、いろいろ掛け合って、担当にはしていますけれども、一般財源を持ち出すという可能性が非常に強い中においては、今言った保険とか、監視体制、それから、作業の中で上に土をかけていく作業のこともしっかり分析して、そして、町民の方々にもこういうことでこういうものが入ると出火原因になるということで、協力をお願いしたいということもしっかりやっていきたいと思っています。

先ほどの話になりますけれども、出火原因を特定するまで専門の人たちを入れて、そこまでやるかについては、今の段階ではわかりましたという答弁はできませんので、御理解いただきたいというふうに思っております。

今の状況は、しっかり受けとめていることは事実でございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 美幌町のごみの埋め立ては、火災を起こさないためには焼却するというのが基本になっていて、焼却はせずに埋め立てをするということで、埋め立てに伴ってさまざまな原因で自然に発火する、煙が出るというようなことは、国内ではないですけど映像などではよく見られます。

だから、埋め立てに伴う危険性というものは、もともとこの方式を選んだ段階から避けられないのだと思うのです。

ただ同時に、不明ですという処理だけでは町民は納得しません。改めて、この方式に伴って、しかも、美幌町が受け入れているごみの種類によっては、組み合わせによって発火する可能性を持った方程式があるのだと思うのです。組み合わせによっ

て可能性は残されているので、そういう点では美幌町が第1号の埋立処分場ではないわけだから、全道的に、歴史的にも埋め立て方式に伴う危険性というはあるわけで、これが一般論として当然だという事で定着しているのであれば、せめて、今回の出火は不明だけれども、埋め立て処分に伴う危険性はかくかくしかじかあるということ明記した上で、これを選択している町としては、極力危険を排除しなければならないということで、町民がなるほど納得した上で、今回の損害金そのものも選んだ以上しようがないというところまでの、道理のある対応が求められているというふうに思います。

本来、まれなケースであれば第三者を交えて、専門家を交えて究明を図るべきだと思いますが、こういう事例は、各地でこの方式を選んだ限りは避けられないというのが定説になっているのだとすれば、そこから教訓を導いて、美幌町でもこういう徹底をしていきたいと思いますということで対応をしないといけないと、このように思います。

事故が重なっているということをベースにして、町民の納得のいく対応を、ぜひ、新町長としてやっていただきたいということを申し上げて、御答弁をいただいて、私は終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ありがとうございます。

今、焼却ではなく埋め立てを選んだということにおいては、今、大江議員が言われたことはそのとおりだと思っております。

私の立場とすれば、きちんと町民の方々が納得する方法を示した中で、どこまでできるかわかりませんが、ただ不明火でしたということを示すというよりも、町民が納得する方法を示すように努力をして、町民の方々の協力を求めていくということをしつかりやりたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で、質疑を終わります。

これで行政報告を終わります。

◎追加日程第2 議案第43号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第43号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 追加議案書の3ページになります。

議案第43号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、6月4日に発生いたしました第Ⅲ期ごみ埋立処分場の火災に係ります応急措置及び復旧工事に係る経費について補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,674万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10.9億3,857万2,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費でございます。

ごみ処分場維持管理事業費の増、総額で6,674万2,000円の追加の補正でございます。

施設維持管理等委託料、第Ⅲ期埋立処分

場養生シート設置委託料14万4,000円につきましては、火災が発生したことからその後の雨水対策として養生シート設置のための委託料としての補正でございます。

その下の自動車等借上料、224万7,000円につきましては、この養生シート設置に係りますバックホー、ブルドーザー、ダンプ等の自動車の借り上げ料に係る追加補正でございます。

工事請負費、第Ⅲ期埋立処分場遮水シート等補修工事、6,425万1,000円につきましては、今回の火災により焼失いたしました遮水シートなど及びフェンスの復旧を行うための工事費でございます。

その下、原材料費10万円につきましては、覆土用の火山灰でございます。

なお、この復旧工事に係る概要につきましては、後ほど参考資料により御説明させていただきたいと思います。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、10ページ、11ページにお戻りいただきたいと思います。

19款繰入金の財政調整基金繰入金6,674万2,000円でございますが、これにつきましては、今回の補正に係ります財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、今補正後の財政調整基金の年度末予定残高につきましては、13億304万9,000円となっております。

なお、保険加入の施設ではないことから、財源については、現在、特別交付税の措置について協議を行っているところでございますが、極めて厳しい状況であると認識をしているところでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま御説明いたしました第Ⅲ期埋立処分場遮水シート等補修工事につきまして、工事概要を御説明させていただきますので、追加の参考

資料の2ページをお開き願います。

今回の工事は、美幌町字登栄3番地の1、一般廃棄物処理施設第Ⅲ期埋立処分場の火災に伴い、焼失いたしました遮水シート及びネットフェンスを補修するものでございます。

工事箇所につきましては、図面中央部に点線で囲っておりますこの部分が現在埋め立てを行っております第Ⅲ期埋立地でございます。

この南側、図面では横になっておりますけれども、左側の斜線で表示しております部分が消失箇所でございます。

この部分の遮水シート1,480平方メートルを焼失前と同じ5層構造の遮水シートに張りかえを行うものでございます。

それと、遮水シート補修箇所の南側、図面では斜線で囲ったところの左側に矢印の黒線で表示しておりますが、この箇所に設置されております高さ2メートルの飛散防止用ネットフェンス、これが82メートルありますが、これの取りかえを行うものでございまして、工事費が6,425万1,000円となっております。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 今、説明をいただきましたので、大体のことは理解をさせていただきましたが、6,400万円というのが復元する費用というか、工事費です。

これはどういう人が施行するのか。町が発注する土木業者だと思っておりますが、それはどういうランクのどういう方々なのかということが一つ伺いたいことです。

それと、今回の事業費が6,600万円ということは、ここに詳細が書いてありますように、養生シートが14万4,000円ですとか、そうすると、自動車等借上料、二

百二十数万円というのが、これも説明を受けたいのですが、誰がこういう仕事をしたのでしょ。これからするのでしょうか。

その辺をこの工事費であります6,400万円以外のこのことについて、御説明いただけるものがあれば、ぜひお願いします。

以上です。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） バックホー等の自動車等借上料でございますが、当日、火災が起きたときにバックホー等が現場にありまして、燃えているものをかき出したりするのに使っております。

それと、現場を確認するために、どこまで燃えているかということもありましたので、焼けたところの縁を掘るのに使用したものでございます。それは既存予算で対応させていただいております。

養生シートにつきましても、業者が入りまして、ごみ処理場の覆土ですとかしておりますので、緊急を要することから、いた業者に対応していただいたところでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 先ほどありました工事請負費の関係でございますけれども、こちらにつきましては、町内の土木業者でできると思うのですが、これから開催の指名委員会の中で業者等を指名していきますので、一応、今までの例からいきますと、土木業者で対応ができると考えております。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） もうちょっと説明してほしいのは、バックホーがたまたまあったというお話で、どうしてあるのだろう、何かの工事が発注されていたということであれば、バックホーを借り上げている

のはこういうことがあったのでお借りして、その業者をお願いしたのだというその辺のお話をしてください。

それと、今、部長から話があったのは、これから、指名委員会を開いて、業者の選定というお話がありましたが、本当にだんだん仕事が忙しくなって、業者の方も本当に一生懸命やっています。

これは、ある一定の期間をもって、そして、お互いがちょうどいい時に、いい仕事をしっかりやってもらうということを考えたら、いつごろ発注して、いつごろが完成の時期かというのも、ぜひ、行政側としては、こういうなかなか考えられない突発的な工事でありますけれども、ビニールが5層にもなっているという仕事なので、その辺を加味しながら発注についての詳細がわかるのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず、重機の借り上げでございますけれども、こちらにつきましては、今回燃えたところではなくて、下の第Ⅱ期埋立処分場の覆土をやっておりましたので、そちらのほうで来ていた重機を火災時に上に上がっていただいて、かき出し等の消火支援をしていただいたのと、今補正をしたのは、先食いした部分の借り上げ料を補填する部分と、これから工事をするに当たって、場所を整地したりしなくてはいけない部分で使うということで計上させていただいております。

工事につきましては、古館議員がおっしゃったとおり、このシートは特殊なものでございまして、発注してから2カ月半程度作成に時間を要することと、来てからも圧着というか、接合するのに暖かい時期、10月末ぐらいまででないとうまくつかないということもありますので、早期に今回の補正を御認めいただきましたら、すぐに7月に発注をさせていただいて、ことしの冬

には支障がないように工事ができるよう発注をしたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 冬までには完成させたいというお話をいただきましたけれども、実際にこの工事をする間に、ごみの受け入れ業務について何か影響を及ぼすことはないのか、あるとすればその対応策はあるのか、その2点についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 施設管理委託業者とも十分協議をしておりますが、受け入れには影響はない状況であります。

以上でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

1 2 番上杉晃央さん。

○1 2 番（上杉晃央君） 先ほどの説明の中で、たまたま現場にバックホーがあったとか、養生シートについては、指定管理者のほうに緊急性を要するからということで、不足する部分を今回補正しているという説明だったのですが、一般的に、今までもこういう火災とか、そういったときに緊急処置する場合、既定予算の中で対応して、そのあと追加補正するというのがルールだったのか、その辺のことをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 基本的に有している予算によって違うのだらうと考えてございます。

既存の予算で対応できる部分については、先食いをした中で、後に補正で追加をさせていただくということです。

ただ、予算がない費目については、専決してでもやらなければいけないものは応急

措置をしなければいけないということで、それぞれの予算の残高、あるいは予算の組み方等々含めて、ケースバイケースかと思いますが、いずれにしても、応急措置等については、すぐに措置をしなければいけないということからいけば、恐らく、先食いをするか、専決をするかという形の対応になるとは考えてございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今回結果として、先食いした部分を補正しているということなのですけど、それぞれ委託料についても、自動車等借上料についても、個々の管理事業費の中には当然あるのは承知しておりますが、専決処分するのと、後から追加補正するその線引きというか、どういう場合に専決をして、どういう場合に追加補正でやるのか、その辺も今回どういう判断でそのようにされたのかを説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど、予算の残高等々ということで、明らかに予算がないという場合については専決措置をしなければいけないというふうに考えてございます。

明確な部分、今回も本来であれば専決処分をすることが正しいのかもしれませんが、予算があるということで既存の予算の中で対応して、使用した部分については後ほど追加の補正ということで、今回、既存の予算で先食いをさせていただきましたが、上杉議員がおっしゃる専決処分とそれから先食い、追加の補正ということについての明確な基準は持ち合わせておりませんが、予算対応が今の現計予算においてできるかどうかということで判断をさせていただいているというのが現実的なところだというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 今後もこういうことがいつ起きるかはわかりませんが、行政側の考え方としては、既定予算の中で緊急性があって対応できる場合については、その予算を使って対応して、その後、通常の業務運営に支障が出てくれば、そこにかかった費用については追加で補正をしていくと、そういう考え方で町はルールが決まっていなくても、今後もちろんこういうことがいつ発生するかわかりませんので、そのことを再度、確認しておきたいと思いますが、そういうことで議員としては理解してよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、朝方の火災ということ、それから雨水対策の工事もすぐにやらなければいけないということで、すぐに作業に取りかかる必要があるということから、先食いの対応と追加補正という対応でさせていただいたところでございます。

ただ、その応急措置がなくて、ある程度の期間を設けられるようなものであれば、きちんと議会にもお話をさせていただいて、専決をしていくということだと考えてございますが、こういった災害、あるいは、火災等の発生について、応急措置が必要なものについては、既存予算があるものは既存の予算での対応という形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

先ほど、火災の保険の適用なしということで御説明ありましたが、今回は火災保険に入っていないということで適用がないのか、例えば、ごみ処理施設が今回こういうことになりましたので、今後、保険に加入できるかどうかを含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど、保険適用外と説明させていただいたのは、保険に加入していない施設ということでございます。実際、保険の加入は可能でございます。

保険加入の積算基礎としては、ここに係る造成費をもととして保険料を算定することで、おおむね算定をしますと年間約60万円程度の保険をかけるということになってございます。

先ほど、町長も答弁の中で申しておりましたが、保険加入の可否についても検討していく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第19 意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略する

ことに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第20 意見書案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第20 意見書案第2号国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２１ 意見書案第３号

○議長（大原 昇君） 日程第２１ 意見書案第３号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないこと求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２２ 意見書案第４号

○議長（大原 昇君） 日程第２２ 意見

書案第４号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第２３ 意見書案第５号

○議長（大原 昇君） 日程第２３ 意見書案第５号２０１９年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第24 意見書案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第24 意見書案第6号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

す。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第25 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第7号日米貿易協定交渉に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第26 報告第6号

○議長（大原 昇君） 日程第26 報告第6号平成30年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

お手元に配付しているとおり、報告書の

提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第6号平成30年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてはこれで終わります。

◎日程第27 報告第7号

○議長（大原 昇君） 日程第27 報告第7号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

お手元に配付しているとおりの、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第7号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告についてはこれで終わります。

◎日程第28 報告第8号

○議長（大原 昇君） 日程第28 報告第8号例月出納検査報告について（2月～4月分）。

お手元に配付しているとおりの、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第8号例月出納検査報告について（2月～4月分）はこれで終わります。

◎日程第29 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 日程第29 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎日程第30 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第30 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時55分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員